

宮城地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

宮城労働局一般公示第 1 2 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、宮城地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「宮城地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 1 月 7 日

宮城労働局長 小宅 栄作

記

宮城地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、宮城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

（2）推薦締切期日

令和 7 年 1 月 22 日（水）

（3）推薦書の提出先

宮城労働局労働基準部賃金室

（〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎）

令和 年 月 日

宮城労働局長 小宅 栄作 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

宮城地方最低賃金審議会労働者代表委員の候補者として、下記の者を内諾書・略歴書の添付のうえ推薦します。

記

ふりがな 氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

私は、宮城地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。

令和 年 月 日

ふりがな
氏名

(連絡先の名称及び電話番号を記入願います。)

Tel

宮城労働局長 小宅 栄作 殿

